

資料

特別支援教育における連携型巡回相談の試み

— A市における事例の考察 —

The Trial of Cooperating with Visiting Counsel at the Special Education

-The Case of a Study in A City-

古谷 成司

千葉大学大学院教育学研究科修士課程

学校教育法改正に伴い、平成19年4月1日文科科学省通知「特別支援教育の推進について」が出され、幼稚園・小学校・中学校・高等学校において特殊教育から特別支援教育に変わった。このことにより、公立の各幼稚園や各学校等では特別支援教育コーディネーターを配置し、市町村には特別支援教育の専門家チームを立ち上げ、特別支援学校には地域の特別支援教育に関するセンター的機能を持たせ、さらに、社会福祉協議会が主体となって地域自立支援協議会が立ち上げるようにするなど市町村の特別支援教育の体制は整備されてきている。しかし、各々の組織の連携は十分とは言えない状況にある。そこで本研究では、障害のある子どもに対して一人一人の教育的ニーズに合わせた特別な支援を行うことを目的として、特別支援教育巡回相談を核として学校・行政・福祉等様々な機関が連携した実践を行い、その成果を考察した。その結果、支援対象の子どもに合わせた連携を行い、その中で情報の共有化を図ることや支援の方向性を探ることにより、一人一人の教育的ニーズに合わせた支援を行うことに寄与したことが明らかになった。

キーワード：特別支援教育、連携、巡回相談、専門家チーム、ライフサポートファイル

1. 研究の背景と目的

平成19年4月1日に文科科学省から「特別支援教育の推進について（通知）」という通知が出された¹。このことにより、従来の特殊教育という名称が特別支援教育に改められるようになった。

本通知では、市町村の教育委員会に各学校の特別支援教育への支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進することが定められた。また、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う「巡回相談」の実施についても、可能な限り行うこととされた。

このような全国の公立小・中学校の特別支援教育に関する体制整備がどれくらい進んでいるかという調査（図1）が平成21年度に実施されている²。

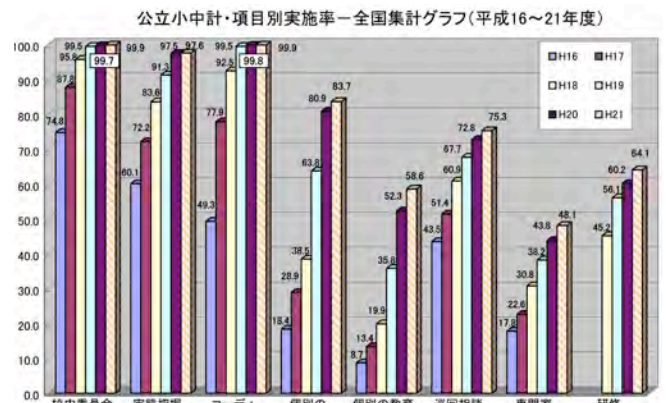


図1 全国公立小・中学校の特別支援教育体制実施率の平成16年度から平成21年度までの経年変化（文科科学省調査）

これを見ると、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの実施率が小・中学校においては90%を超え、市町村の教育委員会で行う巡回相談は75%、専門家チームは50%弱と年度が進むにつれて体制整備がされてきていることがわかる³。

一方、障害者自立支援法第77条第1項で、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置を唱い、現在多くの市町村で社会福祉協議会が主体となって地域自立支援協議

会が設立されている⁴。

しかし、このように特別支援教育の体制整備が進んでいるものの各関係機関の連携が十分になされていない現状にある。

国立特別支援教育総合研究所が特別支援教育の各関係機関の連携についてプロジェクト研究を実施している。教育機関の間での連携は、図2にあるように情報交換の場を設けることが多くを占め、具体的な施策は実施されていない状況にあるとしている⁵。

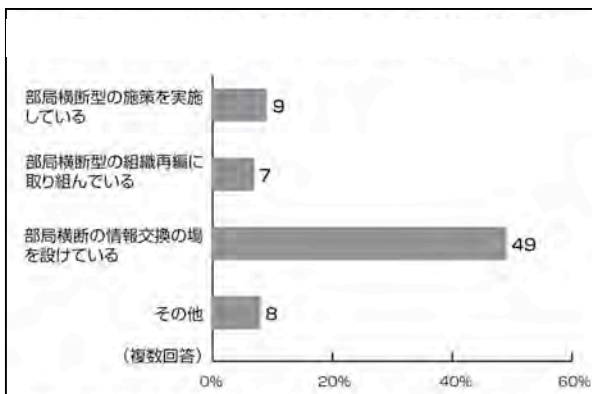


図2 教育機関間の連携で取り組んでいる内容

本プロジェクト研究では、教育、福祉、医療、労働等の部局横断型の施策の実施については、どの自治体でも取組の状況に違いは少なく、情報交換を組織的に行う段階であるとし、今後、具体的な取組を進めていくことが必要であろうと結論づけている。

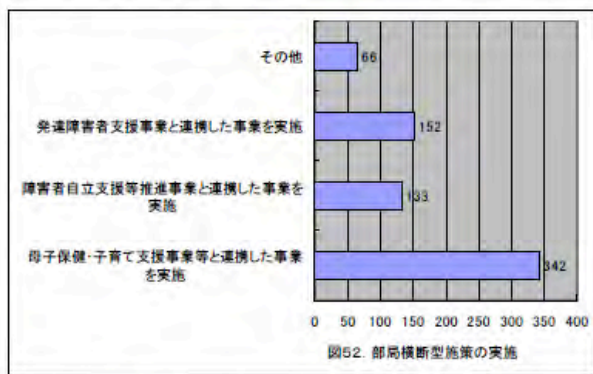


図3 部局横断型施策の実施について

上のグラフは、実際に行われている部局横断型の施策についての調査である⁶。

本調査のなかで最も実施されているのは、母子保健・子育て支援事業等と連携した事業となっている。これは、乳幼児において乳幼児健診により、発達状態を把握し、保健センター、医療機関、子ども相談センターなどの専門機関同士の連携を図り、早期に医療的な治療や専門的な訓練などを行っているというものである。

また、発達障害者支援事業や障害者自立支援等推進事業

と連携した事業においては、相談支援ファイルの作成に関する内容になっているところが多い。

特別支援教育において、教育・福祉・医療・労働等の連携強化が求められているのはなぜだろうか。

特別支援教育において各機関が連携する目的は、特別な支援を要する子ども一人一人の教育的ニーズにそった支援をするためであると考えられる。

竹林地(2002)は、教育的ニーズというのは「今、将来に必要と判断される事柄で、子ども本人や保護者、教師、社会のニーズ等を総合的に考察した結果として導きだせるもの」としている⁷。

つまり、教育的ニーズというのは対象となる子どもだけでなく、保護者や教員、各関係機関が、現在と未来においてその子どもが豊かな生活を送れるようにするために何が必要かを見いだすものだと考える。発達段階にもよるが、子ども自身が自らの教育的ニーズを的確に周りに伝えて支援を求めていくことは難しい。その子どもに関わる人間が連携しながら教育的ニーズを見だし、適切な支援を考え実行することが求められるであろう。

先のプロジェクト研究での部局横断型施策を見ても、幼児期の専門機関のみの連携や相談支援ファイルの作成に向けての会議にとどまっておき、対象となる子どもに関わる様々な機関が連携しているとは言い難い。

支援の対象となる子どもに関わる教育、福祉、医療等の機関が連携を図り、その子の教育的ニーズにそった支援をしていく必要がある。そうすると、教育的ニーズにそえるようにするためには直接的に各関係機関が子どもに関わるものがよいであろう。

先に述べたような特別支援教育体制のなかでは、実際に子どもの様子を見て学校に助言する巡回相談が各関係機関の効果的な連携を図ることにおいて望ましいと考える。

そのためにも、本研究においてこのようないわゆる連携型の巡回相談を実施するためにどのような体制をとる必要があるのかということや各関係機関がどのように連携することが対象となる子どもの支援につながるのかを、幼稚園・小学校・中学校等各発達段階の様々なケースをもとにしながらかんりにしていきたい。

2. 研究の方法

本研究では、A市における連携型巡回相談について、幼稚園、小学校、中学校の3つのケースの参与観察を行い、効果的な連携体制のあり方を考察する。

3. 学校・行政・福祉機関の連携による巡回相談

3.1. 巡回相談に関わる機関

一般的に巡回相談とは、LD、ADHD、高機能自閉症に関する専門的な知識や技能を有する巡回相談員が学校を訪問し、実態把握や評価、指導内容・方法、学校の支援

体制、校内の理解啓発、保護者や関係機関との連携等について指導助言を行うものであるとされている。

また、巡回相談員は校内委員会から専門家チームに判断を依頼する場合、必要に応じて巡回によって把握した児童生徒の実態を基礎資料として提供したり、また、専門家チームから判断と助言が提示された場合、その内容を授業や学校生活に具体的に位置付けるために教師に対して説明や助言をしたりするなど専門家チームの橋渡し役を求められている。

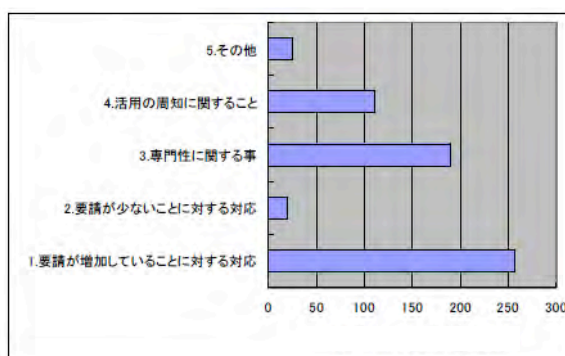


図4 巡回相談員の活動の課題

しかし、図4の課題に「専門性に関する事」が掲げられているとおり、どの市町村にも専門性が高い巡回相談員がいるわけではない。

そのため、教育委員会の指導主事、特別支援教育における専門性の高い教員、心理学の専門家、医師等から構成されている専門家チームが巡回相談を実施している場合もある。本研究で事例に取り上げるA市においても同様の状況にある⁸。

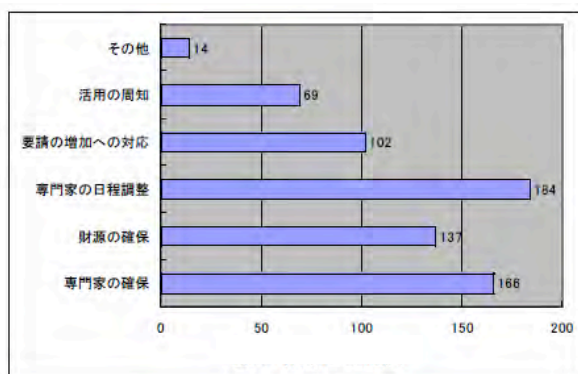


図5 専門家チームの課題

ただ、専門家チームは図5にあるとおり、医師や心理学の専門家、教員等はそれぞれ仕事を有していることから専門家が集まるための日程調整に苦慮している現状にある。一方、図4にあるように巡回相談の要請は多く、園や学校からの求めに即座に応じることができるよう体制整備が求められている。

こうした状況の下、園や学校からの求めに即座に応じる

ことができ、特別な支援を必要としている子どもの教育的ニーズに応える巡回相談にしていくため、巡回相談員や専門家チームのメンバーとともに、各関係機関との連携も図る巡回相談のあり方を考えた。

では、どういった機関との連携を図ることが望ましいのであろうか。

対象となる子どもに対し、学校や園に出向いて専門員が観察し、それをもとに担任に対して助言することで必ずしもよりよい方向に改善されているわけではない。

それは一つに、対象の子どもの現在に至るまでの成長等の過程を、巡回相談をする専門員が十分に把握していないことが考えられる。以前に受けてきた支援や成長の状況をもとに助言していくことがその子どもの教育的ニーズに応えることにつながるであろう。

また、対象の子どもを学校だけでなく専門の機関等に今後どのようにつないで支援を進めていけばよいかということまで視野に置く必要があると考える。

こうしたことから巡回相談において連携を図るには、「対象の子どもの現在に至るまでの成長等の過程を知っている機関」「対象の子どもの現在の状況を知っている機関」「将来的に対象の子どもを支援していく機関」の3つの機関が必要であると考える。

こうしたことを念頭に置き、連携が進んでいるA市の実践をとおして本研究を進めることとした。

3.2. A市の特別支援教育の体制

A市の各機関では次のように特別支援教育の体制を整えている。A市教育委員会学校教育課では、特別支援教育について二つの事業を中心に進めている。

まず一つは、「発達相談事業」（以降、「発達相談」と示す）という事業である。障害のある小・中学生やその親子に対して、臨床発達心理士の資格を持つ心理相談員による、発達障害等が原因とされる学習や生活の困難さに関する相談業務を実施している⁹。

もう一つは、「A市特別支援教育専門員巡回相談支援事業」（以降、「巡回相談」と示す）という事業である。市内の各幼稚園、保育園、小学校、中学校に在籍している障害のある幼児児童生徒に対して、園や学校での支援方法をA市特別支援教育専門員（以降、「専門員」と示す）が直接園や学校に出向いて指導・助言するという事業を実施している。A市が委嘱している専門員は4名。内訳は、医師1名（精神科クリニック開業医）、心理相談員1名（臨床発達心理士の資格を有し、発達相談を兼務）、特別支援学校特別支援教育コーディネーター1名（臨床発達心理士の資格有り）、A市就学指導委員1名（元中学校教諭特別支援学級担任）である。学校教育課特別支援教育担当指導主事も同行することになっている。

行政としては、特別支援教育に深い関連があるのが保健センター（健康推進課）と社会福祉課である。

まず、保健センターは市民全ての健康に関する業務を担

当しているが、特別支援教育に関係するところは主に小学校に就学するまでの幼児期の業務である。

1歳半になると行う健康診断(1歳児半健診)や3歳になると行う健康診断(3歳児健診)を保健センターで受診した後に行う育児発達相談事業や相談後のフォローアップ事業を実施している¹⁰。

育児発達相談事業では、健康診断受診により発達や言葉の遅れの疑いがある子どもの保護者に対して、臨床発達心理士の資格を持つ心理相談員が今後の育児について相談に乗るというものである。なお、保健センターの心理相談員のうち1名は学校教育課で実施している発達相談の心理相談員も兼ねている。

また、相談後のフォローアップ事業として、遊びを通して五感を刺激し、発達を促す育児教室を実施している。先ほどの相談業務のなかで保護者がこれらの教室を希望した場合に保健センターの心理相談員から指導を受けることができる。

社会福祉課では、A市地域自立支援協議会を積極的に支援している。

福祉機関として、特別支援教育に大きく関わっているのがA市簡易マザーズホーム(以降、マザーズホームと示す)とA市地域自立支援協議会である。

マザーズホームは、自閉症や運動機能に障害がある幼児や言葉や発達の遅れがある4、5歳児の指導を中心に行っている機関である。

A市地域自立支援協議会は、教育・福祉関係の機関、団体の代表者が集まり、幼児期から老年期に至るまで障害のある方の支援について協議するところである。

本地域自立支援協議会のなかには「教育・療育研究部会」があり、実践的な研究を進めている。

現在、学校教育課特別支援教育担当指導主事が中心となって研究を進めている内容は、「ライフサポートファイル」である¹¹。このファイルは、幼児期から就労に至るまでに障害のある子どもが学校や保健センター、マザーズホーム等各機関で受けてきた支援、例えば、指導記録や心理検査結果及び所見、医療機関の診療記録等をファイルに積み重ねることにより、支援の過程や子ども本人の成長の様子がわかり、保護者が初めて訪れる機関でも子ども本人についてわかりやすく説明ができ支援を受けやすくなるというものである。

このように、A市には、学校を含めて障害のある子ども(疑いも含む)を支援していく様々な機関がある。これらの機関の中から「対象の子どもの現在に至るまでの成長等の過程を知っている機関」「対象の子どもの現在の状況を知っている機関」「将来的に対象の子どもの支援していく機関」が連携した巡回相談を実施することとし、以降その実際について述べる。

4. 各機関の連携の実際とその考察

4.1. 幼稚園における巡回相談

○市内幼稚園に通う年長B児のケース

本ケースは幼稚園の巡回相談から始まったケースである。この巡回相談において、幼稚園の担任から指示理解が困難で、友だちとの交流を持つことが難しいB児の支援について助言してほしいとの依頼を受けた。

(1) 巡回相談で関係者が連携することによって期待される効果

① B児の指示理解や友達との交流の困難さの対応について担任へ助言することができる。

② B児の発達を促すために専門機関につないだり、小学校就学に向けての支援を本人に対して行ったりすることができる。

(2) 巡回相談において連携する関係者(機関)と役割

①心理相談員(A市マザーズホーム所属)

臨床発達心理士の資格を持ち、日常的に発達に遅れがある子どもへの指導をしていることから具体的に助言を行うことができる。

②保健士(A市保健センター所属)

過去2回の健康診断の折にB児の様子を観察し、B児の保護者に育児相談を受けるよう案内していることから過去の状況について情報提供できる。

③マザーズホーム指導員(A市マザーズホーム所属)

B児がマザーズホームに通所して発達訓練をすべきかどうかを判断することや通所した場合の指導方法の一助にすることができる。

④特別支援教育担当指導主事(A市学校教育課所属)

小学校に上がる前の就学指導の際の参考にすることができる。ここでいう就学指導とは単に通常学級か特別支援学級のどちらに入級する又特別支援学校に入学するといった進学先を決めることのみを指すのではない。特別な支援を要する入学前の幼児に対しては入学にあたって様々な支援を行っている。例えば、自閉傾向が強く、初めて訪れる場所では不応を起す幼児の場合には、入学する前に就学先の小学校に何度か当該幼児を連れて学校の様子に慣れさせたり、入学式の準備が整ったところで予行演習をさせたりといったことを行っている。

(3) 巡回相談の様子

当幼稚園を訪問した際は、まずB児の担任から状況を聞き取り、その後B児の保育の様子(朝の会から制作活動まで)を観察した。B児の朝の会の様子は離席することはな

かったが、担任の話に耳を傾けることなく、首をぐるぐると回したり、手いたずらをしたりしていた。アンパンマンの手遊び歌が始まったら、皆と同じように手遊びを始めた。朝の会が終わり、制作活動に移る前の小休止の時間では教室の中をふらふらと歩くだけで友達とふれ合う場面は見られなかった。

その後の制作活動も観察した後、専門員他3名と園長、担任でB児の検討会議を行った。

事前に担任から得た情報と保育の様子を観察をもとに、まず専門員がB児について、担任の指示等言葉が入りづらいことと手遊び歌には他の園児と一緒に活動ができたことからおそらく視覚優位の行動を示す子どもであることが推測されるとの話をした。

保健士も3歳児健診の際に今と同様に簡単な指示であったにもかかわらず理解ができなかったことやなかなか話し手と視線が合わないことの話をした。

次に、マザーズホーム職員からはB児に対する園長や担任の見立てはおそらく間違いのないところであるだろうが、心理検査を行い、その結果からわかるA児の特性に合わせた支援をしていく必要があることやマザーズホームに通所して個別の指導をした方がよいことの話をした。

それに続いて、保健士は担任に対して保護者に日頃の様子を個人面談の折に話をして理解をしてもらい、保健センターの育児発達相談に申し込むよう勧めてもらいたいとの話をした。

専門員は検査しなければ明確なことは言えないがという断りを入れ、B児には視覚的な支援を多くすること、例えば、行動をする前に絵カードで「○○をします。」と示してから話をするなどが望ましいといった具体的な支援について担任に助言をした。

この巡回相談の後、担任はB児の保護者との個人面談のなかで、日頃のB児の様子を伝え、小学校入学するにあたって園でどのように指導をしていったらよいかを専門の先生に見てもらった方がよい旨を話したところ、保護者が保健センターの育児発達相談に申込みをした。

そして、そこで当心理相談員がB児の心理検査を行い、個別の指導をした方がよいという結果が出たため、そのことを保護者に伝えた。そして、B児は、マザーズホームに通い、現在指導を受けている。園でのB児の状況も以前よりは落ち着いてきている。

(4) 本ケースの考察

(1)で示した期待される効果はあったと考えられる。

①の担任への助言では、指示理解の困難さについて視覚的な支援を多くするといった具体的な支援を示すことができた。

また、②の今後に向けての支援については、保護者に対して、小学校就学に向けての支援やそのための専門機関の必要性をどのように話したらよいかを担任が理解することができた。そのため、保護者にその内容が伝わり、保健セ

ンターやマザーズホーム等の専門機関につながった。結果的に、こうしたことがB児の状況の好転に向かったものと考えられる。

2月末現在で、B児の保護者から担当指導主事へ小学校就学に向けての相談がないことから保健士やマザーズホーム指導員に対して声かけをしてもらう必要があるものと思われる。ただ、保護者としては教育委員会に相談するというのは躊躇する場合も考えられる。担当指導主事がB児のマザーズホームの指導日に出向き、指導員からの紹介を受けてそこで保護者との人間関係をつくり、そこから就学に向けての話をしていくことも一つの方策であると考ええる。

4.2. 小学校における巡回相談

○市内小学校に通うC児のケース

本ケースは、教育委員会で行っている発達相談において心理相談員が保護者から小学3年のC児の学校での様子を見て助言してもらいたいとの依頼を受けて行った巡回相談のケースである。

(1) 巡回相談で関係者が連携することによって期待される効果

①C児の集中力のなさや身の回りの整頓が困難であることへの対応について担任に助言することができる。

②C児の発達状況を検査する方向へ促したり、家庭での支援がなされたりするために、専門機関につなげ、検査結果等から今後に向けた支援を本人に対して行うことができる。

(2) 巡回相談において連携する関係者（機関）と役割

①特別支援教育専門員（県立特別支援学校所属）

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとして地域支援を担当していることから、A市の特別支援教育専門員として巡回相談にあたっている。臨床発達心理士の資格を持ち、日常的に発達に遅れがある子どもへの指導をしていることから具体的に助言を行うことができる。特に、自閉的傾向を持つ子どもへの研究には造詣が深い。

②特別支援教育担当指導主事（A市学校教育課所属）

本来ならば発達相談を担当している心理相談員が訪問するのが期待される効果に沿うことになるのだが、当心理相談員は他市の教育センターにも勤務していることから訪問日程が合わない場合が多い。そこで、担当指導主事が当心理相談員に巡回相談の様子を伝えることで、C児の保護者が発達相談を受けたときにより適切な助言ができることが期待できる。

③心理相談員 (A市発達相談担当)

臨床発達心理士の資格を持ち、A市の特別支援教育専門員として巡回相談にあたっている。また、A市の小・中学生の発達相談を担当するだけでなく、幼児期の育児発達相談も担当していることからA市の特別な支援を要する子どもの状況については大変詳しい。C児の保護者が発達相談を受けた際に、心理検査等を通じて、家庭や学校での支援の仕方について助言を行うことができる。

(3) 巡回相談の様子

まず、担任から学校生活におけるC児の課題について話を聞いた。C児は、授業中離席はないものの、集中力に欠け、学習がなかなか進まない。また、身の回りの整頓が苦手で、常に机の周りには自分の持ち物が散らかっている状況であるとのこと。

次に、実際に教室で国語の授業を参観した。教室に入ると、担任の話のとおりC児の机の上や周りには学習用具が散乱しており、授業を始められる様子ではなかった。担任は片付けするよう促したがなかなか片付けようとはせず、机の上の物をいじって手いたずらをしている。

国語の授業が始まり、ノートを出して担任が板書したものを写すことになったが、教科書と同様、なかなか国語のノートが開けない。ここでも担任が手伝ってもらい、ノートを出して書き始めた。学習用具がなかなか出すことができず、担任に支援されてようやく学習を進めようとする状態にあった。

授業を参観し終えた後、専門員と指導主事、教頭、担任の5名でC児の検討会議を行った。

事前の担任から得た情報と授業の様子の観察をもとに、C児には抱えている課題は多くあるが、まず身の回りの整頓ができるように支援していくことを専門員は助言した。具体的には、C児の机のそばに整理箱を用意し、そこに体操服やリコーダー等の持ち物を入れて散らばらないようにし、教科書やノートがすぐに出せるようにする等学習の取りかかりが早くできるよう支援することが望ましいとの話があった。

担当指導主事からは今後家庭の支援も必要になることや心理検査を行い本人の得手不得手を把握し指導した方がC児の教育的ニーズに応えることにつながるものと考え、担任に保護者面談等を通じて、学校教育課の発達相談に申込むように促してもらうよう話をした。

すると、巡回相談後にC児の母親から発達相談の申込みがあり、C児についての心理検査及び相談を行った。その中で、発達相談を担当している心理相談員に学校での様子を参観してC児をどう支援したらよいかを教えてほしいと母親から依頼があった。

その後実施した巡回相談においては、当専門員がC児を観察し、助言をすることとした。

C児の前回の巡回相談の様子を記録した内容を当専門員に引き継いだ。前回の巡回相談での助言を生かし、整理

箱が用意されていたため、前回よりもC児の周りがすっきりとしていた。

教科書やノートも前回ほどは時間をかけずに机の上に出せるようになっていた。

ただ、授業への集中力はそれほど高くなく、板書をノートに写すことも他の児童と同じ速度では難しい。

授業を参観し終えた後、C児には板書を全て写すことを目標にせず授業の大事なところの板書を担任が示し、それは必ず写すことを目標に指導するよう助言した。

これは、発達相談での心理検査(Wisc-III)で板書をノートに写すことに関連のある「処理速度」の値が平均よりもかなり下回っており、この部分を不得手としていることがわかったからである¹²。不得手としている板書をすべてノートに写すことを目標としてしまうと、学習への興味関心が低下していくかもしれないので、板書については大切な内容を絞った方がよいと考えての助言である。

また、整理箱に物を入れることはできているので整理箱が無くても片付けができるよう机の横に下げられる物は下げるようにさせることも併せて助言がなされた。

このように、巡回相談と発達相談との連携を図りながら対象の子どもを支援していくことにより、抱えている課題を解消していくことにつながっていった。

(4) 本ケースの考察

C児の巡回相談については、発達相談につなげることが考えられるケースであったので、心理相談員が担当することが望ましいのであるが、日程調整がつかず、県立特別支援学校教諭の専門員が担当することになった。

(1)の期待される効果にあげられている①「身の回りの整頓」については、特別支援学校教諭の専門員が助言した内容を担任が取り入れ、その内容は担当指導主事が心理相談員にも伝達しておいた。そうすることにより、2回目の巡回相談で心理相談員が訪問した際に、1回目の助言によりC児に状況が好転していたので、担任に対して次の段階に進む助言をすることができた。

このように、複数の専門員で一人の子どもを見ていく際に、担当指導主事が間に入って情報交換をもとに連携を図ることで同じ専門員が同一の子どもの比較変容を看取れないデメリットを解消することができた。

②の専門機関との連携であるが、保護者面談をとおして担任からC児の様子について伝えることにより、発達相談につながり、C児の家庭での支援についても行われるようになった。また、心理相談員によるC児の巡回相談において成長している様子を保護者に伝えることで、特別な支援を受けることへのメリットを保護者自身に感じてもらうことができた。

4.3. 中学校における巡回相談

○市内中学校に通うD児のケース

本ケースは、小学校から「ライフサポートファイル」を

持ち、特別な支援を受けてきた中学2年のD児が中学校に進学し、その後の経過を観察するための巡回相談のケースである。

(1) 巡回相談で関係者が連携することによって期待される効果

①D児が進路志望に掲げている高校の入学試験に向けて、どのように不得手な点に対応していくか担任や保護者に助言する。

②D児が高校進学した際に再び不適応行動が起きないようにするために専門機関につなげて、いつでも本人の支援にあたることができるようにする。

(2) 巡回相談において連携する関係者（機関）

①精神科医師（県内精神科クリニック所属）

若年層の自閉やうつ傾向にある患者を診察する機会が多く、D児の精神的な課題に対し助言できる。

②心理相談員（A市発達相談担当）

D児が小学生のときからの状況をよく知っており、成長の過程等について情報提供できる。

③特別支援教育専門員（元A市中学校特別支援学級担当教諭）

中学校在職中には自閉症・情緒障害特別支援学級を長年担任しており、情緒障害がある生徒を高校に進学させている経験が豊富なため、順調な高校生活を送るために必要な情報提供ができる。

④特別支援教育担当指導主事（A市学校教育課所属）

巡回相談後に、D児について学校や保護者と連絡を取りながら、必要に応じ発達相談や精神科医師の受診につなげることができる。

(3) 巡回相談の様子

D児は、小学校時代は授業中に教室から出て校舎を徘徊する等の行動や友達とのトラブルが目立ち、特別な支援を受けていた。

中学に進学する際は、D児の心理検査を行った結果やその通知等を「ライフサポートファイル」に入れて、中学校でも引き続き特別な支援を受けることとなった。

D児は中学校では小学校と比較して不適応行動は減ってきた。D児の特徴を周りの友達が理解しており、D児が友達とトラブルがあっても大事にならないよう、D児がクールダウンできるようその他の友達が配慮して行動しているのが比較的穏やかに過ごせている。

しかし、D児が高校進学した際に不適応行動を起こす可

能性が考えられる。高校ではD児の特徴を知るものは少ないことや、トラブルが起こった際にも周りの友達の配慮がない場合が考えられる。D児自身も周りの友達の付き合い方を学習する必要がある。

授業を参観した後の検討会議では、専門員、指導主事、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター（特別支援学級担任）だけでなく、D児の母親にも参加してもらうこととした。

なぜならば、「ライフサポートファイル」を進路先の高校に持って行き、D児の様子を説明し、特別な支援をお願いするのは保護者だからである。

巡回相談では、理科の授業を参観した。D児についてはこれまで巡回相談のなかで様子を見ていたが、中学1年の時に比べて格段に授業態度がよくなっていた。実験も積極的にいき、板書も全て写すことができていた。

授業参観後は、専門員や管理職、担任等でD児の検討を行った。

担任からは、部活動に積極的に取り組み、学習も少しずつ前向きになってきており、友達関係も特に問題がないというD児の現在の状況が良好である説明がなされた。ただ、数学については、小学校時代から教室に入って落ち着いて学習する機会が少なかったことから積み重ねがあまり無く、内容が理解できず、数学への意欲がほとんどないことも併せて説明があった。

専門員らの助言は、高校進学、そして、その高校において部活動で活躍することを本人の目標に掲げ、心理検査等様々な手段を講じて自分は学習を進める能力があることを本人自身に理解させ、数学等苦手な教科に取り組めるように担任と特別支援コーディネーターが連携して支援していくというものであった。また、高校進学には様々な障壁に当たることも考えられることから専門員である精神科医師とつながりを持ち、いつでも精神的な支援を受けられるようにすることも出された。これらの助言については、母親も納得し家庭も一緒に連携していくことを確認した。

(4) 本ケースの考察

D児への期待される効果である「高校進学にあたって、これまで十分に学習してこなかった内容への対応や苦手教科への学習意欲の向上」であるが、まだその結果は見えてこない。しかし、専門員の助言により今回の巡回相談で担任や校内の特別支援教育コーディネーターの連携が具体的に図られるようになったことは大きいと考える。苦手教科としている数学においては、特別支援コーディネーターが数学担当であることから放課後等に個別に学習を支援する体制を整えている。

本人自身が個別の学習を受け入れるためにも、発達相談につなげて自身の能力を自覚させることが必要であり、2月末に発達相談において心理検査を実施し、今後本人に対して心理相談員が面談を行う予定になっている。

この面談の中では、精神科医師につなぐことを想定して

おり、巡回相談で訪問した専門員がそれぞれの役割を果たせるよう連携していくことはD児の将来的な支援に向けて非常に重要なことであると考えている。

D児へのこれまでの支援が進学先の高校で生かせるようにするためには、「ライフサポートファイル」の活用を高校でも図っていく必要がある。そのためには、高校での「ライフサポートファイル」の活用をどのようにしていくかが今後の課題となってくるものと考えている。

5. 全体の考察

巡回相談の3つのケースにおいて、各々の機関が利点を生かして学校や園に対して効果的な助言をすることができた。

この要因は、巡回相談を実施する専門員のメンバー構成によるところが大きい。

心理相談員である専門員は保健センターやマザーズホームで育児相談や指導を担当していることから、対象となる子どもの多くの幼児期の様子やその頃から受けてきた支援を知っている。そのため、その成長の度合いや発達段階から今どのような支援が必要かを助言することができた。

元中学校の特別支援学級の担任であった専門員は、多くの特別支援学級の生徒を指導してきた経験を生かして、小学生であれば中学校進学を考慮に入れた助言、中学生であれば高校進学を考慮に入れた助言を行うことができた。

臨床発達心理士の資格を持つ特別支援学校教諭である専門員は、校内で自閉症研究を進めており、その成果を生かした助言を行うことができた。実践には載せていないが本専門員は、臨時的巡回相談として学校や保護者の求めに応じて心理検査を実施し、その結果分析をもとにして学校や保護者に面談し、様々な助言をしている。

精神科医師は、対象の子どもの心理検査の結果や担任等からエピソードの聞き取り等を通じて医学的な助言を行うことができた。

また、専門員以外にも対象の子どもの過去や現在の状況を知る保健センターやマザーズホームの職員が加わることで、巡回相談に関わる者各々が「対象の子どもの現在に至るまでの成長等の過程を知っている機関」「対象の子どもの現在の状況を知っている機関」「将来的に対象の子どもの支援していく機関」の役割を果たすことができたことが効果的な巡回相談につながったものと考えている。

もちろんA市の場合も他の市町村と同様、専門員各々本職があることから日程調整が難しく、一堂に介することができるのは学期ごとに1回、年間計3回しかない。

したがって、巡回相談に参加できる専門員が1名である場合が多い。しかし、B児のように保健センター等の職員が加わったり、C児のように専門員同士が巡回相談での状況を連絡しながら連携したりすることにより、3つの機関の役割を果たすことができた。

しかし、巡回相談にあたる専門員や職員が学校の依頼に迅速に応じることができない場合があることから機を逸する可能性が考えられる。

また、多くの高等学校で特別支援教育の体制が十分にとられていない状況にあるため、高等学校との連携をどのように進めるかを展望する必要がある。

6. 研究の成果と課題

「対象の子どもの現在に至るまでの成長等の過程を知っている機関」「対象の子どもの現在の状況を知っている機関」「将来的に対象の子どもの支援していく機関」といった3つの機関が連携して巡回相談に関わることにより対象となる子どもの教育的ニーズに応える支援を行うことができることがわかった。

また、これらの3つの機関が同時に巡回相談できない場合にも、担当指導主事がコーディネーター役となって巡回相談する専門員等が情報共有しながら連携できれば同様の効果をあげられることがわかった。

課題としては、対象となった子どもに対して将来的に継続的な支援をどのように行っていくかがあげられる。

¹ 平成19年4月1日文科初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

² 平成21年度特別支援教育体制整備等状況調査

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1294016.htm

³ 特別支援教育コーディネーターとは、児童生徒への適切な支援のために、関係機関・者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割があり、校長から指名されている。校内委員会とは、特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体でより適切な指導・支援をするための組織である。

⁴ 障害者自立支援法とは、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律である。地域自立支援協議会とは、障害のある人となない人がともに暮らすことのできる地域づくりのため、市民・事業者・行政が協働して取組を進めるもの。

⁵ 国立特別支援教育総合研究所 研究紀要 第36巻

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_a/a-36/a-36_1.pdf

⁶ 小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた市区町村教育委員会の取組に関する状況調査報告(速報版)

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_c/c-62/c-62.pdf

⁷ 竹林地毅「個別の指導計画の作成の意義と教育的ニーズのとらえ」、国立特別支援教育総合研究所、2002

⁸ A市は千葉県内にある。

⁹ 臨床発達心理士とは、育児不安、障害等の問題に関わる専門資格である。

¹⁰ 1歳児半検診、3歳児検診は母子保健法により位置づけられているものである。

¹¹ 「ライフサポートファイル」は保護者の承諾のもとに発行し、原則保護者が持つことになっている。

¹² Wisc-IIIとは、ウェクスラー式知能検査の一つ。国際的にも最も広く使用されており、言語性検査と動作性検査からなっている。